

## 認定申請における金融機関によるワンストップ手続きのお願いについて

中小企業信用保険法第2条第5項第4号・第6項の認定について、金融機関によるワンストップ手続き（金融機関による取りまとめ申請）の運用を開始します。ついては、金融機関が取りまとめで申請する場合の取扱いを次のとおりとしますので、ご確認の上ご申請ください。

※令和2年7月13日から中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定も対象とします。

**現状** 事業者・金融機関が個別に認定窓口に申請 【当日発行】

↓

**5/1~** ① 金融機関が申請内容を確認・売上高計算書に支店長印を押印  
② 取りまとめの上、金融機関専用窓口※に申請 【翌営業日発行】

※横浜市緊急融資認定センターに設置（横浜情報文化センター10階）

受付時間 8:45~12:00 13:00~16:00（平日）

■事業者の申請については、引き続き従来窓口にて実施します。

これに伴い、申請に必要な書類も一部簡略化しましたので、別添の「認定の条件と必要書類等について」をご参照ください。

## 今後の手続きの流れについて

- 各金融機関で申請書の確認及び必要書類の準備  
→ 代行申請一覧【横浜市指定様式】（2枚）+申請書類一式 ※委任状不要
- 「金融機関専用窓口」に申請書類を提出、「番号札・代行申請一覧（控）」を受領
- 翌営業日「金融機関専用窓口」で、「番号札・代行申請一覧」と引換えに認定書を受領

## &lt;注意事項&gt;

- 申請当日は受理のみ、お渡しは原則、翌営業日となります。
- 「代行申請一覧」は、別添のExcel指定様式です。取りまとめごとに提出分・控え分の2枚をご用意ください。なお、不備等ありましたらご連絡しますので、連絡先を必ずご記入ください。
- 「売上高計算書」には支店長印の押印をお願いします。押印がない場合は、金融機関専用窓口ではなく、一般の認定窓口での取扱いとなりますので、ご注意ください。
- 申請受理の際には、ピンク色の番号札を「代行申請一覧」に貼り付けてお渡しします。当該書類が認定書受け取りの際の引換証となりますので、必ずお持ちください。

横浜市経済局金融課相談認定係

担当者 伊藤

TEL: 045-662-6631